

○ 藤枝市制限付き一般競争入札実施要領

制 定 平成 9年 3月28日 訓令2
最近改正 平成25年12月16日 訓令15

(目的)

第1条 この要領は、藤枝市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の質の確保を図りつつ、入札・契約制度のより一層の透明性・競争性を高めるため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付き一般競争入札」という。）を実施することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 制限付き一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、大規模な工事の中から、当該工事を所管する部長が選定するものとする。

(入札に参加する者に必要な資格)

第3条 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 藤枝市における建設工事競争入札参加資格のある者であること。
- (3) 対象工事の工種に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- (4) 藤枝市入札参加資格停止措置要綱（平成25年藤枝市告示第178号）に基づく入札参加停止を受けている期間中でない者であること。
- (5) 藤枝市工事請負契約等に係る暴力団及びその関係者排除措置要領（平成6年施行）に基づく指名排除を受けている期間中でない者であること。
- (6) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でない者であること。

2 前項各号の事項のほか、工事の規模、内容等に応じて、次に掲げる事項を入札参加資格とすることができる。

- (1) 対象工事ごとに定める要件を満たす専任の主任技術者又は監理技術者を配置できる者であること。
- (2) 対象工事の工種に係る経営事項審査結果の総合評価値が一定以上の者であること。
- (3) 対象工事と同種の工事の施工実績がある者であること。
- (4) 対象工事が、大規模建造物又は特殊な作業条件下の工事で高度な施工技術を必要とするもの（以下「施工計画審査タイプ」という。）である場合には、施工計画が適正である者であること。
- (5) 前各号のほか、市長が特に必要と認める事項

(入札参加資格委員会)

第4条 次に掲げる事項を審査するため、入札参加資格委員会（以下「資格委員会」という。）を設けるものとする。

- (1) 入札参加資格に関する事項
- (2) 入札参加資格確認資料作成説明会（以下「資料作成説明会」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）のヒアリングの実施の必要性の有無
- (3) 入札参加資格の有無

(4) その他必要と認める事項

2 資格委員会の委員長及び委員は、藤枝市建設業者指名等審査委員会規程（昭和51年藤枝市訓令第13号。以下「指名委員会規程」という。）に定める藤枝市建設業者指名等審査委員会の委員長及び委員がこれを兼ねるものとする。

3 会議の招集等は、指名委員会規程を準用する。

（入札参加資格の設定）

第5条 対象工事を所管する課長（以下「工事担当課長」という。）は、入札参加資格設定調書（第1号様式）を作成し、資格委員会に提出するものとする。

2 入札参加資格は、資格委員会の議を経て、決定するものとする。

（入札の公告等）

第6条 入札の公告は、藤枝市財務規則（昭和52年藤枝市規則第11号）第122条の規定に基づき、別添1の入札公告例に準じて行うものとする。

2 工事担当課長及び総務部契約検査課長（以下「契約検査課長」という。）は、入札公告に定めるもののほか、別添2又は別添3の入札説明書例に準じて、対象工事の入札執行に関する詳細な事項の説明書（以下「入札説明書」という。）を作成し、入札参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）に、配布するものとする。

（入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出並びに受付）

第7条 制限付き一般競争入札に参加する者の入札参加資格を確認するため、入札参加希望者から、公告の日の翌日から10日（施工計画審査タイプの場合は30日）以内に、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を各2部（正本1部、副本1部）、持参により提出させるものとする。ただし、電子入札システムを利用して執行する案件（以下「電子入札案件」という。）については、入札公告に定める方法により提出させるものとする。

2 申請書及び資料の様式は、次のとおりとする。

(1) 申請書（第2号様式）

(2) 資料

ア 同種工事の施工実績（第3号様式）

イ 配置予定技術者等の資格・工事経験（第4号様式）

ウ 許可等の状況（第5号様式）

エ 施工計画（施工計画審査タイプに限る。）（第6号様式）

オ その他市長が必要と認めるもの

3 申請書及び資料は、総務部契約検査課（以下「契約検査課」という。）で受け付けるものとする。

4 提出された申請書及び資料（以下本項においては、「提出書類」という。）は、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とする。

(2) 提出書類は、無断で他の用途に使用しない。

(3) 提出書類は、返却しない。

(4) 提出書類は、公表しない。

（資料作成説明会）

第8条 対象工事が施工計画審査タイプである場合には、資格委員会の議を経て、入札参加希望者に対して資料作成説明会を実施することができるものとする。

（資料のヒアリング）

第9条 対象工事が施工計画審査タイプである場合には、資格委員会の議を経て、入札参加希望者に対して資料のヒアリングを実施することができるものとする。

(入札参加資格の確認)

第10条 契約検査課長は、受け付けた申請書及び資料に基づき、入札参加資格確認申請者一覧表(第7号様式)(以下「申請者一覧表」という。)を作成し、申請書(副本)及び資料(副本)を添えて、工事担当課長に送付するものとする。

2 工事担当課長は、申請者一覧表に意見を付して、契約検査課長を經由して資格委員会に提出するものとする。

3 資格委員会は、提出された申請者一覧表に基づいて、入札参加資格の有無についての確認を行うものとする。

4 前項の確認は、資料の提出期限日をもって行うものとし、資格委員会における入札参加資格の有無についての確認の結果は、入札参加資格確認申請者の確認結果通知書(第8号様式)により工事担当課長に通知するものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、契約検査課長はあらかじめ資格委員会の承諾を得た場合その他特に必要と認めた場合には、入札参加資格の有無の確認をし、その結果を通知することができる。ただし、契約検査課長は、入札参加資格の有無の確認後遅滞なく資格委員会にその結果を報告しなければならない。

6 契約検査課長は、原則として、申請書及び資料の提出期限日の翌日から7日以内(施工計画審査タイプの場合には14日以内)に、その結果を入札参加資格確認通知書(第9号様式)により入札参加希望者に通知するものとする。ただし電子入札案件については、電子入札システムにより通知するものとする。

(入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明)

第11条 入札参加資格がないと認められた者は、前条第5項の通知の日の翌日から7日(藤枝市の休日を定める条例(平成2年藤枝市条例第1号)第1条に規定する藤枝市の休日(以下「市の休日」という。)を含まない。)以内に、入札参加資格がないと認めた理由について、書面を持参することにより、市長に説明を求めることができるものとする。

2 市長は、前項の理由を求められたときには、原則として、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる最終日の翌日から10日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

3 説明を求めた者に入札参加資格があると認める場合には、前条第5項の通知を取り消し、前項の回答とあわせて、改めて資格のある旨の通知を行うものとする。この場合においては、資格委員会の議を経るものとする。

(設計図書等の閲覧及び貸出)

第12条 契約書案、契約約款、仕様書、設計書、図面、入札心得及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)は、入札公告に定める方法により閲覧に供し、又は貸し出しするものとする。

2 設計図書等に対し、第10条第5項の通知の日の翌日から7日(市の休日を含まない。)以内に、質問された場合には、その質問に対して、原則として、質問することができる最終日の翌日から10日以内に回答するものとする。

3 質問は、入札公告に定める方法により受け付けるものとする。

4 質問に対する回答は、工事担当課長が作成し入札公告に定める方法により縦覧に供するものとする。

(現場説明会)

第13条 必要があると認めるときには、現場説明会を行うことができるものとする。

2 現場説明会を行う日は、申請書及び資料の提出期限日の翌日から第10条第5項の通知の日までの間に、定めるものとする。

(入札保証金)

第14条 入札保証金は、免除するものとする。

(入札の執行)

第15条 契約検査課長は、入札の執行に先立ち、入札に参加しようとする者が、第10条第5項に規定する入札参加資格があることを確認した旨の通知書の写し及び当該工事の積算の明細書を持参していることを確認するものとする。

2 契約検査課長は、第1回目の入札に際し、入札参加者に工事費内訳書(第10号様式)の提出を求めるものとする。ただし、電子入札案件についてはこの限りでない。

(入札の無効)

第16条 次に掲げる入札は、無効とする。

(1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(2) 入札心得、現場説明書等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

(3) 入札参加資格があることを確認された者であっても、確認の後、入札参加停止措置を受け、入札時点において入札参加停止期間中である者等入札時点において入札参加資格のない者のした入札

(入札結果等の公開)

第17条 契約検査課長は、落札者の決定後又は契約の相手方及び契約金額の決定後速やかに、入札結果等を公開するものとする。

2 公開は、入札結果表(第11号様式)を作成のうえ、閲覧方式により行うものとする。

(技術者等の配置)

第18条 契約検査課長は、落札者に対して、配置予定技術者の資格・工事経験(第4号様式)に記載した配置予定技術者が当該工事の現場に配置されるように措置するものとする。

(特定建設工事共同企業体に発注する場合の取扱い)

第19条 特定建設工事共同企業体に発注する場合には、入札参加資格の確認に係る取扱いを、入札参加資格の認定に係る取扱いと適宜読み替えて運用するものとする。

(現行規程の効力)

第20条 この要領に特別の定めがない限り、現行の諸規程が適用される。

(その他)

第21条 この要領の運用については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成10年6月22日から施行する。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年訓令8)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 (平成13訓令3)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 （平成19訓令10）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成20訓令8）

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則 （平成25訓令14）

この訓令は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年12月16日訓令15）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号。以下「法」という。）附則第5条第3項に規定する指定日（平成25年10月1日）から法附則第2条に規定する施行日（平成26年4月1日）の前日までに締結した契約で、施行日（平成26年4月1日）以後に契約書記載の目的物の引渡しが行われるものに関し、平成25年12月25日から適用する。